

財務省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
197	B	地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	後期高齢者医療および介護保険の被保険者が死亡した場合における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類を電子化することを求める書類の電子化	【支障事例】後期高齢者医療被保険者の死亡により生じた特別徴収保険料の過納金処理について、年金保険者からの「後期高齢者医療保険料返納金内訳書」の送付があるまでは、当市ではシステム上「特徴還付保留」とし、年金保険者から送付される内訳書の情報をシステムに取り込み、パッチ処理することで返納・還付手続きを進めている。現行では、書面で郵送された返納金内訳書の情報を後期高齢者医療システムに取り込むにあり、処理対象件数が多いためパッチ業者によるデータ化を行っている。データ化された情報をシステムに取り込み、パッチ処理をすることにより効率化を図っているが、紙資料が膨大で、業務も煩雑になっており負担となっている。介護保険にかかる特別徴収保険料についても、当市では郵送された返納金内訳書を文字認識ソフトで読み込み、パッチ処理用ファイル作成ツールでファイルを作成してから介護保険システムに取り込み、文字認識ソフトでの読み込み等の処理が不要になる。	業務の効率化およびペーパーレス化につながる。	高齢者の医療の確保に関する法律第110条、介護保険法第139条	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会			北海道、宮城県、つくば市、ひたちなか市、川越市、富士見市、千葉市、豊田区、福栄川原、豊田市、浜松市、豊橋市、京都市、大阪市、大村市、至塚市	○現行の紙媒体管理だと長期間保留扱いになっている方の検索が不便であり、年金機構に照会するなどの手間も生じている。 ○現状、年金保険者から送付される紙の内訳書の情報を複数人でチェックを行ったうえでデータ処理を行っている。データ化することで、年金基礎番号で安全し、効率的な事務ができると思われる。 ○後期高齢者医療保険料返納金内訳書の内容については、紙媒体の情報を基に、Excelファイルで還付対象者等を管理している。件数は月30件程度あり職員が手作業で入力を行っている。介護保険にかかる特別徴収保険料については、返納金内訳書の到達後、被保険者番号を確認しAccessシステムに入力しており、提供されるデータについては、事務処理を行ううえでデータの加工が必要などことを鑑み、各自自治体で編集可能であることが望まれる。 ○当市では、パッチ処理や文字認識ソフトなどを使用せず職員がデータベースの資料から対象者を検索し、手入力している状態である。事務処理軽減の観点から、電子化を希望する。 ○当市においては、職員により目視および手入力でのデータ取り込みを行っている。 ○当市介護保険においても、死亡以降に発生した特別徴収の過納金については、年金保険者からの介護保険料返納金内訳書(以下、「内訳書」と表記)の送付があるまでは処理を保留し、内訳書が届き次第、当市介護保険システムに入力を行っているが、処理すべき件数が多く、入力した内容の確認にも時間をとられている状況であることから、内訳書の電子化を希望する。 ○当区の介護保険においては、郵送された返納金内訳書を基に、1件ずつシステムで検索をし、還付先等の登録処理を行っているため、業務が煩雑になるとともに負担となっている。	ご提案の後期高齢者医療および介護保険における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類を電子的に提供することについては、電子的な提供方法の検討 ・電子的な提供による現在の業務への影響の検証 ・年金保険者や介護保険の保険者等のシステム改修が必要になること ・システム改修等によるコストと電子的提供による効果をどう考えるか等の課題があることから、日本年金機構や各共済組合、市町村等関係者の意見を聞きながら検討してまいります。
287	B	地方に対する規制緩和	11.その他	国所管機関の市県民税特別徴収分の納付方法変更	国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納付方法を共通納税システムを活用した納付方法へ変更する。	共通納税システムを活用した納付を行えば、税目や期別、給与所得分か退職所得分などがはっきりし、ADAMS IIの仕組みからダウンロードした納入情報の通知で期別や税目などを確認し、最後に市町村側で印刷した納入書を使って消込作業を行っている。民間の事業所や地方公共団体などの納入は当市から送付した納入書を使用するか共通納税システムを利用して入金されるため、ADAMS IIによる納入の際に発生する納入情報の通知のダウンロード作業、内容の確認、市町村側で印刷した納入書の変更作業(退職・転勤・所得の更正等に伴うもの。なお、紙の納入書を利用される場合には、手書きで書き直しを民間の事業所や地方公共団体などの納入元が行っている。)が不要である。そもそも国として、市県民税の特別徴収分を共通納税システムを使って電子納付する事を推進しているのであれば、国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入を共通納税システムを活用したものにへ変更していただきたい。	支障の原因ではないが、参考根拠法令 地方税法第321条の3、第321条の4	デジタル庁、総務省、財務省	大府		宮城県、いわき市、ひたちなか市、川越市、横須賀市、高岡市、浜松市、名古屋、豊橋市、岐阜市、山陽小野田市、周防大島市、高松市、松山市、八幡浜市、東温市、熊本市、宮崎市、鹿児島市	○当市での件数は、年間80機関程度×12か月分＝960件程度あり、 ○当市において、質問する理由として「別途会計課を経由する間接的な納付」、「官庁会計システムを利用した税額の確認」の2点がある。 1.点目の「別途会計課を経由する間接的な納付」に関しては、一度某官庁において、給与の支払と退職金の支払が異なるという理由で納付時期にずれが生じるという事象があった。当市では住民税担当と出納担当が異なる課で作業をされており、該当課同士での処理が滞る事象となった。このような納付方法を採用しているのは国の機関のみである。2.点目の理由が、「官庁会計システムを利用して事前の税額の確認をしなければならない。この時に問題が解決すればそのまま納付を受け入れる形になるが、不明な金額を記入している機関を目にする。大体的場合正しい税額で入ってくるので問題はないが、実際に異動等があった場合と見分けがつかず、確認作業等で時間がかかっている」 ○国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入について、国所管機関独自の方法(ADAMS IIによる市町村の口座へ「直接振込」で行われており、ADAMS IIの仕組みからダウンロードした納入情報の通知で期別、税目、納入額など高橋市、出納機関経由で消込データを作成し、民間の事業所や地方公共団体からの納入は市町村から共通納税システムを利用して入金されるため、ADAMS IIによる納入の際に発生する納入情報の通知がダウンロード作業、内容の確認、消込データの作成、納付書作成が不要である。 また、当市140件程度の納付があり、納付額の確認・消込データの作成に多くの時間を要している。国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入を共通納税システムを活用したものにへ変更していただければ事務作業の軽減が図れる。 ○提案に市町村の事務の遂行に支障があり、手法を変更することで改善されるのであれば、検討していただきたい。 ○当市においても提案団体と同様に、印刷した納入書を使って消込作業を行っている。 ADAMS IIではなく、共通納税システムを通して納入を行うことで、消込作業の効率化及び紙の流通の保管場所の削減など、行政事務に関して改善が見込まれる。 ○当市においても対応に支障が生じている。件数は令和4年6月現在、月間で500件を超えており、金融機関からも受入に難色を示されるケースも発生している。 令和5年度に予定される地方税共通納税制度における課税目拡大の背景には、金融機関における受入業務の負担軽減も深く関係しており、改善することができない問題であるとする。 ○当市においても国機関が使用するADMS IIとその他事業所等が使用する共通納税システムの両方での取納作業を行っている。国機関等が共通納税システムを利用しての納入となれば、事務量の縮減につながる。 ○共通納税システム(eLTAx)を活用した納入については、電子データを取込むことで消込作業が行えることから非常に有用である。 また、当市国所管機関からの納付件数は概ね月250件×12か月＝年間3000件程度発生しており、都度納入書を作成し消込作業を行わなければならない。非効率な事務となっている。 国が推奨している共通納税システムを、国所管機関が活用することで、取納消込業務の効率化が期待できる。 ○当市でも入金機関や内容確認に苦慮しています。入金した機関や税目等の情報が共通納税システムにより事前に通知されれば、対応にかかる作業が効率化できます。 ○当市でも、国所管機関からの市県民税特別徴収分の納入は市の口座へ入金され、約70機関×12か月で年間約840件の取納がある。官庁会計システムで納入情報を確認してはいるものの、国機関からの納入は市町村の納付書により消込処理を実施しているが、納入情報の突合作業にかなりの時間を要し、また退職や異動等により金額が変更されて入金されることも多々あり納付書の金額訂正作業も必要となることから、入金日のうちに消込みができず公金化が遅れてしまう事象も発生している。国所管機関からの納入に地方税共通納税システムを利用することにより、それらの消込業務が不要となり迅速な公金化が可能となることから、当市のみならず全国の市町村において消込業務の効率化が可能となる。 また、当市指定金融機関より、公金収納に係る手数料等の費用負担について具体的な要望を受けているが、国所管機関からの特別徴収分の消込についても納付書により消込みのため費用負担の対象となり、地方税共通納税システムの利用料よりも高額となる見込みであることから、地方税共通納税システムを利用した納入方法に変更することにより費用負担の削減も可能となる。 令和4年3月29日付総務省通知(総行第85号・総税第35号)「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)」においても、公金収納等事務のデジタル化による効率化・合理化と併せて、現時における公金収納等事務についての適正な費用負担となるような見直しを行うよう助言されており、地方税共通納税システム利用による業務効率化は、国の方針に沿った取り組みである。 ○当市においても同様の方法で消込作業を行っている。従前の方法の場合、納入書を金融機関の窓口へ持ち込んだ日が領収日(納入日)となるため、市町村側の確認作業が遅れると「実際に口座に入金された日」と領収日が大きくずれることになる。領収日が納期限を過ぎると、延滞金が発生する可能性が生じる。共通納税システムであれば納入書を使って消込みという手続きが省略でき、システムでの納入日が領収日となるため、市町村側の作業の遅れによる延滞金発生の可能性はなくなる。 ○当市でも同様の事例が約600機関×12か月分発生しており、各機関への消込処理に膨大な事務処理時間を要している。 ○当市も同様に、国所管機関独自の方法(ADAMS II)により、国所管機関からの振込が別口座である。口座に入金されたものを当市で作成した納付書により消込み作業を行っていることから、納入情報の確認から納付書作成まで、2時間を費している。また、課税当初1年間の納付書を送付しているにもかかわらず、その納付書は変更されず、当市で改めて納付書を作成することになり無駄が発生している。件数は、年間約2,400件(約200件/月×12ヶ月) ○ADAMS IIから送信される入金情報を確認及び必要に応じて修正後、官公庁より入金された内容との突合せを毎月300件以上行っている。その作業に時間がかかるため、消込されるまでにも時間がかかってしまい、大変な労力がかかっている。 ○当市の場合、同一機関が複数回に分けてADAMS IIの手続きを行うことがあり一月あたり約200件の処理を行っている。 ADAMS IIの場合、異動届の提出漏れにより賦課額と納付金額に差が生じることが多々あるが、共通納税システムであれば異動届の提出も可能である。 また、指定番号の記載誤り等も多く、事業所の特定に時間を要している。 加えて、地方検察庁においては、正職員はADAMS IIの帳票、非常勤職員は別システムでの帳票となっており、帳票が同日に届かないことも多く、消込作業に数日を要することもある。 ○現在、国所管機関からの市県民税特別徴収分について、ADAMS IIからダウンロードしたデータと口座に入金された明細データを実合し、納入書を作成しております。提案団体のご意見とおり、国所管機関についても共通納税を利用してもらえば、突合作業や納入書出力作業の人員費、納入書様式作成経費など削減ができます。 ○当市においても同様の支障が生じているため、国所管機関が共通納税システムを活用する際、例えば管理番号の入力漏れがあった場合、市町村側で補記する必要が生じるなど、かえって事務負担が増加することとなるため、正確な操作をお願いしたい。		

財務省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
			年金保険者から市町村等に対しデータを電子的に送付する仕組みがないため、ご提案の内容を実現するにあたっては、まず、どのようにその仕組みを構築するのか、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において検討することとされている行政機関間の情報連携の基盤の内容も踏まえて検討する必要がある。 また、特別徴収に関しては、システム改修や事務フローの見直しの観点からは、令和元年におけるご提案等も含め、全体として改善案を検討することが効率的であるため、それらの要望とあわせて一体的に見直しの検討をしております。	5【総務省(18)】【財務省(4)】【文部科学省(11)】【厚生労働省(36)(Ⅲ)】高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80)及び介護保険法(平9法123) 後期高齢者医療及び介護保険における特別徴収保険料の返納・還付事務に係る書類の電子データによる提供については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において検討することとされている行政機関間の情報連携基盤「公共サービスメッシュ」の在り方を踏まえて必要な情報連携の方法等について検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	検討中	検討中(令和6年中に結論を得る。)	年金保険者や各保険料等の担当部局等とともに、後期高齢者医療及び介護保険における特別徴収保険料の返納・還付事務に係る書類の電子データの提供に必要な情報連携の方法等について検討中。関係省庁を含め、具体的な実現方法やスケジュールの目的の決定に向けて調整中。	年金保険者・地方公共団体等への影響、行政機関間の情報連携基盤(公共サービスメッシュ)の在り方を踏まえ、後期高齢者医療及び介護保険における特別徴収保険料の返納・還付事務に係る書類の電子データの提供に必要な情報連携の方法等について検討し、令和6年中に結論を得る。
【八王子市】 国が推奨している共通納税システムを国所管機関が活用することで、収納滞込事務の効率化が期待できる。そのため、共通納税システムを活用した納付方法への変更の早期実現を求める。 また、今後の検討状況や進捗に関しては、随時情報提供を行っていただきたい。 【名古屋市】 「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」では、「総務省は、地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の見直しなど、地方公共団体に対応を促す」とこととされている。 当該提案の検討にあたっては、これらの観点を踏まえ、地方自治体職員の業務効率化だけでなく、指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化の観点からも実現が望まれるものであることに留意いただいたうえで進めていただきたい。	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		御意見も踏まえ、今後、関係機関(デジタル庁、総務省、財務省等)において提案内容にかかる課題整理や具体的な実現方策について検討を進めてまいります。	5【デジタル庁(5)】【総務省(12)(Ⅱ)】【財務省(3)】 地方税法(昭25法226) 国から地方公共団体への道府県民税及び市町村民税に係る特別徴収分の納付方法については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)を活用した納付の実現に向け、適用上の課題等を整理しながら検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	今後、eLTAXを活用した納付の実現を図る	令和7年度以降	本件を提案・賛同した28の地方公共団体に対し、具体的にどのようなことを国に求めているのかヒアリング等を実施した上で、eLTAXを活用した納付方法について、実現可能性が見込まれる複数の方法を関係機関(デジタル庁、総務省、財務省、防衛省、日本銀行、地方税共同機構)において検討した。	eLTAXを活用した納付の実現に向けてシステム改修、適用上の課題整理等の必要な措置を講ずる。